

令和7年度焼津市移住体験事業等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度焼津市移住体験事業等業務

2 委託業務の目的

本業務は、「焼津市デジタル田園都市構想総合戦略」において重点的に推進する「新しい人の流れをつくる」（移住・定住・交流）の取り組みとして、移住体験や PR 活動を実施し、移住地として選ばれることにより、急速に進行している少子超高齢化、人口減少という課題を解決し、持続可能な地域社会を創設することを目的として実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までの期間とする。

4 委託業務内容

本市が設定する移住ターゲット層に対し、移住希望地として本市が認知される取組及び本市の魅力を PR する取組を提案することとする。

（1）移住体験事業の実施

首都圏や中京圏を中心とする都市部の移住希望者に、移住体験ツアーとして本市を訪問してもらい、移住することの不安要素である「働き口」に関する問題を解消するため、仕事を体験したり、本市の暮らしやすさ（生活環境）を実際に体験したりすることにより、本市への移住を促すことを目的に実施する。

また、本体験ツアーの実施により得られた移住希望者のニーズ等のデータを分析し、本市の今後実施する移住体験事業の充実を図る。

① 体験ツアー実施にかかる企画・立案

ア 実施の要件

- ・実施回数：3回以上
- ・実施時期：本事業の目的を達成するために効果的な時期を提案すること。
- ・実施日数：本事業の目的を達成するために効果的な日数を提案すること。（日帰りの体験ツアーも可とするが、参加しやすいように土・日曜日や祝日を基本とする。）
- ・対象者及びターゲット層：本市への移住を検討している県外在住者（市外在住者も可とする）

年 代：未就学児のいる子育て世帯

若者夫婦世帯（妻が40歳以下の子どもがいない世帯）

22歳から34歳のひとり世帯

※ターゲット層以外の参加者を拒まない

- ・定 員：1回につき15人程度
- ・参加者の費用負担：交通費、宿泊費、体験費、飲食費は自己負担とする。

イ 実施の内容

- ・体験ツアーの行程等：食事、宿泊先、市内事業所での体験、先住移住者との交流、スーパーや公

共施設等の見学等、ターゲットごとに合わせたコンテンツとすること。

・体験ツアーの告知、募集方法：SNS 等を利用した効果的、効率的な告知や募集方法を提案すること。

② 移住体験事業の提案

参加者へのアンケート調査及び分析を実施し、今後の移住体験事業に繋がるよう、効果的に、本市への移住につながる制度を提案すること。

ア 今回実施の移住体験ツアー参加者の動向や、ニーズ等及び、全国の先進事例等を踏まえ提案すること。

イ 本市の産業動向（求人）や住宅事情（空家等）、子育て環境、自然環境等の現状を踏まえ、本市での暮らしの魅力が参加者に伝わる内容を提案すること。

(2) ウェブサイト誘導等業務

上記(1)の移住体験事業参加希望者に対し、本市の移住・定住総合支援サイト「やいづライフ」に誘導するインターネット広告を配信する。配信結果を踏まえ随時最適化して配信すること。

広告プラットフォームは、移住関心層への到達確度の高いものを選択し、実施すること。

また、次年度以降に実施する移住定住施策に活用させるため、事業を行う過程で得られるデータを分析し、報告する。

① 年齢、性別、地域等のターゲットを委託者と協議したうえで設定し、本市の移住・定住総合支援サイト「やいづライフ」に誘導するインターネット広告を配信すること。

② 効果測定業務

ア 効果検証のスキームについて、概要や考え方を提案し、本市の承認を得ること。

イ 広告配信期間中、ウェブサイトの閲覧回数、広告の表示回数、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等の分析数値を、定期的かつ本市の求めに応じて報告するとともに、ターゲットの変更や絞り込み等の改善策を本市と協議の上で実施すること。

③ データ分析、データ利活用提案業務

ア 本事業で取得したデータに基づき、効果的なプロモーション手法やコンテンツ、本市に関心が高いセグメント像等の分析を行い、それらを本事業の効果測定結果と合わせて報告書として提出すること。

イ 本事業で取得したデータや分析結果を、本市の移住・定住施策に反映させるための提案を行うこと及び、事業完了に伴い、本市職員を対象としたデータ分析、利活用のための説明会を開催すること。

④ セキュリティ対応については、ウイルス対策等万全な対策をとるものとし、セキュリティ上の脅威の検知や不具合が生じた場合を想定し、委託者との連絡体制を構築すること。

(3) 独自提案

前記(1)から(2)の実施と連動して、本業務の目的を達成するために有効と考えられる独自提案がある場合は、提案すること。

5 業務実施体制、提出書類等

(1) 業務実施計画書を契約締結後速やかに作成し、本市へ提出すること。

(2) 業務実施計画書には、以下の内容その他必要事項を記載し、本市の承認を得ること。

ア 業務スケジュール、作業項目 (WBS)

イ 再委託部分は、相手方住所、氏名又は名称、業務の範囲、必要性及び契約予定金額

ウ 業務実施体制図 (連絡先) ※再委託部分を含む

- (3) 業務実施計画書をもとに、契約後 10 日以内に、キックオフミーティングを開催すること。キックオフミーティングの資料作成は、本市担当者と事前調整のうえ、受託者がすべて実施すること。
- (4) 本業務における業務責任者を定め、契約締結後、速やかに本市に書面をもって届け出ること。
- (5) 業務責任者は、本業務と同等規模の業務を導入した実績がある者とし、原則、すべての会議に参加すること。
- (6) 業務責任者は、契約締結から納品完了まで業務の進行管理を実施すること。
- (7) 業務責任者は、本業務を遂行するための十分な業務実施体制を確保すること。
- (8) 業務実施体制を変更する必要がある場合は、原則、1 週間以上前に報告し、本市の承認を得ること。

なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないよう十分な訓練を実施した後に業務の引継ぎを行い、本市に引継ぎ結果を報告すること。

- (9) 担当者が病気等により本業務に一定期間従事できない等の事情が生じた場合は、代行する担当者の氏名及び経歴・保有資格等担当者として十分な資格を有している旨を、速やかに書面にて報告し、本市の承認を得ること。なお、代行する担当者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- (10) 業務完了後、業務完了報告書等「7 成果品」で定めるもののほか、その他本市が業務確認に必要と認める書類を作成し、速やかに市に提出すること。

6 会議の開催・記録

- (1) 進捗状況確認会議を必要に応じて開催し、業務の詳細や進め方、進捗状況の報告、進行上の課題への対応策について綿密な協議を行うこと。
- (2) 進捗状況確認会議の開催場所は本市庁舎内又は WEB による開催とする。
- (3) 進捗状況確認会議において使用する資料及び議事録の作成は、基本的に受託者が用意するものとする。

7 成果品

(1) 提出物

ア 業務完了報告書 (紙媒体 1 部: A4: 本市様式)

イ 業務報告書 (紙媒体 1 部)

- ・効果測定、分析結果、改善案等に関する報告
- ・データ活用提案に関する報告
- ・その他、本事業で作成した資料一式

ウ 制作したテキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めた電子媒体 (改変可能な AI または PSD データ)

※全て電子データとして DVD-ROM や USB メモリに格納し 1 部提出すること。

(2) 提出場所

焼津市経済部誘致戦略課移住定住推進室

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号 市役所本庁舎 6 階

(3) 提出期限

令和8年3月31日(火)

(4) 成果品の利用(二次利用)

制作するバナー等に関する一切の著作権(著作権法(昭和45年法律48号)27条及び28条の権利を含む。)を本市に譲渡し、本市及び本市が指定する第三者に対し著作権人格権を行使しないこととする。

また、本事業で取得した全データは本市に帰属することとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 業務実施のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 各業務にかかる事業費と参加者負担金を分けて見積書を提出すること。

令和 年 月 日

(あて先) 焼津市長 中野 弘道

受託者 住所
名称

印

委託業務完了届

令和7年度焼津市移住体験事業等業務について、令和 年 月 日に業務完了しましたので報告します。